

上鉾池の水利用に関する覚書

愛知県総合教育センター（以下「甲」という。）、東郷町（以下「乙」という。）及び東郷町大字諸輪区（以下「丙」という。）の三者は、甲の敷地内に存する上鉾池の水の利用に関して以下のとおり覚書を締結する。

第1条（目的）

本覚書は、甲、乙及び丙の三者において、丙の区域内の水田（別紙）を耕作させるため、耕作者（水田の所有者又は使用者）に上鉾池の水を使用させることについて相互に確認することを目的とする。

第2条（使用期間）

水の使用期間は、当該水田の耕作者について、耕作に必要な期間とする。

第3条（鍵の貸出）

甲は、丙が上鉾池の水を利用するため、取水に必要な範囲で甲の敷地内に立ち入るときは、センター敷地南側フェンス扉の開閉に必要な鍵の貸出しをするものとする。

2 鍵の貸出の期間は、毎年4月1日から9月30日までとする。

3 鍵の貸出期間中は、丙は責任をもって鍵を管理するものとする。

4 丙の故意または過失により当該扉の開閉及び施錠に支障が生じた場合は、丙の負担により原状回復を行うものとする。

第4条（止水弁等の管理）

上鉾池に設置されている止水弁等の管理は、丙の責任において行うものとし、止水弁等に破損等が生じた場合は、その修繕に要する費用は丙の負担とする。

第5条（横断暗渠の管理）

上鉾池から当該水田の間の町道愛知池線下に埋設されている横断暗渠の管理は、乙の責任において行うものとし、横断暗渠に破損等が生じた場合は、その修繕に要する費用は乙の負担とする。

第6条（取水障害）

甲の故意または過失によるもの以外の丙の取水障害については、甲は責めを負わない。

第7条（その他）

この覚書に定めのない事項及び疑義のある事項は、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙の三者は、上記の内容について確認したことを証するため本覚書3通を作成し、各者記名押印の上、各自一通を保有する。

平成21年6月25日

甲 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字上鉾 68 番地

愛知県総合教育センター

所 長

乙 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地

東郷町

東郷町長

丙 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字中市 135 番地 73

諸輪区

諸輪区長

